

いつでも見られる所に! 【保存版】

平成29年4月

保護者の皆様

京都市立小栗栖小学校
校長 山田 俊夫

特別警報・暴風警報・地震に対する非常措置

平素は、本校教育にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、台風が接近して京都市に暴風警報が発令された場合や震度5弱以上の地震があった場合、及び、京都市に特別警報が発令された場合には、下記のような措置をとります。ご家庭におかれましては、テレビ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。緊急電話がかかからなくなりますので、電話でのお問い合わせはお控えください。

京都市に「特別警報」が発令された場合

1. 前日に「特別警報」が発令されていて、午前0時(夜中)までに解除された場合、5校時(13:55)から授業があります。〔給食は中止〕
2. 午前0時現在発令中の場合、または、午前0時から登校前までに「特別警報」が発令された場合、当日、臨時休業となります。
3. 在校中に発令された場合 ⇒ 直ちに臨時休業となります。
ただし、下校の安全確認ができるまで、原則学校に留め置きます。安全確認が取れ次第、家庭環境調査票等の「緊急事態発生時の対応表」でお知らせいただいているとおりに対応いたします。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

京都市に「暴風警報」が発令された場合

1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合
 - ① 「暴風警報」が解除されるまでは登校しないで自宅で待機します。
 - ② 「暴風警報」が解除された場合
 - ☆午前 7時までに解除された場合……いつも通りに登校します。
 - ☆午前 9時までに解除された場合……3校時(10:50)から授業があります。
 - ☆午前11時までに解除された場合……5校時(13:55)から授業があります。〔給食は中止〕
 - ③ 午前11時現在、まだ「暴風警報」が発令中の場合は臨時休業となります。
2. 在校中に発令された場合

原則的には、家庭環境調査票等の「緊急事態発生時の対応表」でお知らせいただいているとおりに対応いたします。ただし、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

京都市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

1. 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

- ① 「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ☆深夜 0時までに発生した場合……翌日を臨時休業にします。
 - ☆深夜 0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業にします。
 - ☆休業日、休業前日に発生した場合……原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。
- ② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発令された場合

原則的には、家庭環境調査票等の「緊急事態発生時の対応表」でお知らせいただいているとおりに対応いたします。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

★必ず、お子達が、「自分が集団下校・学校待機のいずれなのかを伝えられる」ようにご指導ください。

【特別警報とは？】

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

※今年度、小栗小学校では、曜日によって5校時開始時刻が変わります。

(月、火、水、金…13時55分開始 木曜日のみ…13時35分開始)

しかしながら、上記の緊急時には、木曜日であっても、5校時は『13時55分開始』といたします。

小栗栖小学校のホームページのメッセージ欄においても非常措置の現況をお知らせしていく予定です。ただし、アクセス数がサーバー容量を超えた場合等は、繋がらなくなることもあります。どうぞ、ご了承ください。テレビ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。

【小栗栖小学校ホームページのURL】

<http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=115506>



<例> 特別警報の場合

4日(火)	5日(水)	6日(木)		
	0時	12時	0時	12時
①	特別警報	午後1時55分 より授業	通常授業	
②	特別警報	臨時休業	原則、通常授業ですが、災害 状況に応じて判断します。	

①10月4日(火)午後5時に京都市に特別警報が発令され、同日午後11時に解除

⇒10月5日(水)は、午後1時55分から授業を行います。(給食はなし)

②10月4日(火)午後5時に京都市に特別警報が発令され、5日(水)午前4時に解除

⇒10月5日(水)は、臨時休業です。

<例> 暴風警報の場合

5日(水)								
6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時
暴風警報	①いつも通り登校							
暴風警報				②10時55分から授業				
暴風警報							③13時55分 から授業	
暴風警報								④臨時休業

①10月5日(水)午前6時50分に「暴風警報」が解除・・・いつも通り登校

②10月5日(水)午前8時10分に「暴風警報」が解除・・・午前10時55分から授業

③10月5日(水)午前9時50分に「暴風警報」が解除・・・午後1時55分から授業(給食なし)

④10月5日(水)午前11時10分に「暴風警報」が解除・・・臨時休業(午前11時の段階で

暴風警報継続中だったため)

<例> 震度5弱以上の地震の場合

6日(木)	7日(金)		8日(土)	10日(月)			
18時	0時	6時	~9日(日)				
① 発生	臨時休業	通常授業			
②	発生	臨時休業	通常授業		
③	通常授業	発生	下校	臨時休業

安全確認により、
10日(月)も、臨時
休業になったり通常
授業になったりしま
す。

①10月6日(木)午後8時に京都市に震度6の地震が発生した。

⇒10月7日(金)は、臨時休業です。

10月10日(月)は安全確認の後、通常授業となります。

(危険がある場合は臨時休業になることもあります。)

②10月7日(金)午前5時に京都市に震度6の地震が発生した。(登校前)

⇒10月7日(金)は、臨時休業です。

10月10日(月)は安全確認の後、通常授業となります。

(危険がある場合は臨時休業になることもあります。)

③10月7日(金)午後1時に京都市に震度6の地震が発生した。(登校後)

⇒10月7日(金)は授業中止となり、下校します。

10月10日(月)は、原則として臨時休業です。

(安全が確認された場合は、登校となる場合もあります。)